

1回あたり単価における請求時の留意事項

平成29年4月1日以降は、原則として介護予防・日常生活支援総合事業の「従前の訪問介護相当サービス」「訪問型サービスA（指定型）」「従前の通所介護相当サービス」「通所型サービスA」は1回あたりの単価にて請求をしていただいております。

ただし、1か月の提供回数が一定回数を超えた場合は従前と同じように包括報酬にて請求をしていただくこととなります。そのため、当該月の状況により、「1回あたりの単価」「包括報酬」をその都度選び直していただく必要があります。（サービスコードの項目もその都度選び直していただく必要があります。）次のとおり「従前の訪問介護相当サービス」「従前の通所介護相当サービス」を例に挙げ、留意事項をお示しいたします。

【従前の訪問介護相当サービスの例示】

- 週に1回程度の利用者に対し、1月に4回サービスを提供した。
→ 268単位×4回にて請求
(サービスコードはA2「2411」を選択します。)
- 週に1回程度の利用者であるが、当該月は5週あったため1月に5回サービスを提供した。
→ 1,176単位にて請求
(サービスコードはA2「1111」を選択します。)
- ※ 上記の例において、仮に1月に5回サービスを提供予定であったが、結果的にサービスを4回しか利用しなかった場合、サービスコードは包括報酬のA2「1111」ではなく、1回あたり単価のA2「2411」を選び直す必要があります。

【従前の通所介護相当サービスの例示】

- 週に1回程度の利用者に対し、1月に4回サービスを提供した。
→ 384単位×4回にて請求
(サービスコードはA6「1113」を選択します。)
- 週に1回程度の利用者であるが、当該月は5週あったため1月に5回サービスを提供した。
→ 1,672単位にて請求
(サービスコードはA6「1111」を選択します。)
- ※ 上記の例において、仮に1月に5回サービスを提供予定であったが、結果的にサービスを4回しか利用しなかった場合、サービスコードは包括報酬のA6「1111」ではなく、1回あたり単価のA6「1113」を選び直す必要があります。
- ※ 上記にて記載したサービスコードの項目はあくまで例示です。状況により減算等があった場合は、それに応じた項目を選択していただきます。
- ※ 事業の基準及びサービスコードは平塚市ホームページに掲載しております。